

事業継続計画

令和5年5月改訂

社会福祉法人わかみや福祉会

弁天保育園

目次

1. 目的
2. 基本方針
3. 危機管理整備の体制
4. 保育事業の優先継続および復旧について
5. 平常時の対策
6. 教育・訓練
7. BCP の見直し
8. 事業継続計画【地震】
9. 事業継続計画【風水害】
10. 事業継続計画【新型インフルエンザ（感染症等）】

社会福祉法人わかみや福社会 弁天保育園 BCP（事業継続計画）

1. 目的

本計画は、大規模災害の発生においても、弁天保育園の利用者・職員及びその家族の安全を確保しながら、事業を適切に継続・運営することを目的として策定したものである。

2. 基本方針

（1）適用範囲

本計画は弁天保育園に対して適用する。

（2）基本方針

○『人命の安全確保』（園児及び職員）

利用者及び職員とその家族及び関係者(取引先・来訪者等)の安全確保を最優先する。

○社会的責任

在外等緊急事態の発生においても社会的責任とされる保育の提供を目指す。

○事業の継続維持

ボランティアの派遣・受け入れ等、また救援物資等の配分及び供給に努める。

○火災・爆発等二次災害の発生を防止し、地域への被害拡大を防ぐ。

3. 危機管理体制の整備

（1）危機管理体制の整備

園長は、大規模な危機等が発生したときには、危機管理対策本部を設置する。

«危機対策本部の構成»

対策本部長	園長	危機対策本部の総括を行う
対策副本部長	副園長	対策本部長を補佐し、対策本部長が不在、事故等にあたった場合には、その職務を遂行する
対策本部員	主任及び事務・看護師・栄養士リーダー	

«対策本部の活動内容»

関係者の安否確認	外部機関等への医療、救護、救援物資の提供等の援助に関わる協力依頼
関係者の避難、救助	電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧
連絡手段の確保	被害に等に関する情報の収集及び関係機関への報告
その他災害等への対応に移管し必要な事項	法人本部（東京都）浦安市、その他関係機関との連絡調整

(2) 担当と役割

対策本部長は下記担当以外にも、必要に応じて担当者を任命するものとする。

【総務】

- 備蓄品（非常食・生活用品）の確認及び配布
- 対策本部員・応援要員の支援（食事・宿泊）
- 建物・備品等の被害状況の確認
- 電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧
- 通信連絡手段の確保

【人事】

- 職員及びその家族の安否確認
- 医療機関・保健所等との対応
- 法人本部への連絡・報告

【事業継続関連】

- 利用者等関係者の避難・救助

- 利用者等関係者等の避難・救助
- 重要業務の復旧・休止指示
- 重要業務の継続および休止等の対応支援・指示

【情報収集・調整関連】

- 地域の被害状況確認
- 法人本部・浦安市・業界団体・地域との調整
- 法人外への情報発信（災害伝言ダイヤル等）
- 外部関係機関等からの問い合わせ対応

4. 保育事業の優先継続および復旧について

災害発生時においては、保育利用者の生命を第一に考えて、当法人が運営する保育所の機能を優先的に継続または復旧させるものとする。そのために、他の業務に従事している職員や必要な資材・資金等を保育業務に振り分けるものとする。

5. 平常時の対策

«地震・風水害の場合»

建物及び設備の点検を日頃から行い、問題点の対策を行う。

●建物及び設備の対策

① 建物及び周辺

- ・周辺フェンスの損傷、劣化を点検し必要があれば補修する。
- ・周辺の排水路でつまりや埋め立てられていることはないか確認し整備する。
- ・屋上の除隊点検及び危険個所の補修をする。
- ・建物に亀裂損傷部分があれば補修する。
- ・消火器の設置場所の確認をする。

② 機械設備(屋内)

- ・移動可能な設備は、緊急時に移動すべき高所をあらかじめ決めておく。

- ・設備の耐震性の確認をする。
- ・什器・備品類の転倒、転落、破損等防止措置はとられているか確認する。

③ 屋外機械設備

- ・移設可能なものは高所に移設する。

④ パソコン・重要書類（個人情報・記録等）

- ・パソコン、個人情報は復旧に時間がかかるので可能な限り高所で使用・保管を行う。
- ・データのバックアップを頻繁に行い、浸水危険のない場所に保管する。
- ・重要書類が損傷する恐れのある場合、事業所内の安全な場所に移動するか事業所外へ持ち出す。

●建物設備以外のソフト（人員・備蓄・通信など）

① 職員の確保

風水害時に参集可能な職員数の確認を年度毎に調査する。（徒歩圏 3 キロメートル以内）

令和 3 年 4 月 1 日時点 18 名

②連絡網の整備と参集について

- ・災害時は、一斉配信アプリで安否確認を行う。
- ・一斉配信アプリで安否確認ができない場合で、他の通信機器、NTT 災害伝言ダイヤル等が使用できる場合には、その手段で安否確認を行う。
- ・他施設の非常連絡網も必要に応じて使用する。

③備蓄の確認

- ・災害時備蓄品一覧表

【感染症編】※新型インフルエンザ（感染症等）

(新型コロナウイルスに関しては、行政への報告及び指示により対応する。

平時から、新型インフルエンザ（感染症等）の発生・流行に備え、海外発生期～国内発生早期～回復期及び小康期のそれぞれの段階における対応策を策定し、感染症発生の抑制及び感染拡大の防止に努める。

(1) 事前準備（平時からの準備）

新型インフルエンザの発生に備え、以下の事前準備を行う。

- ・情報収集
保健所・厚生労働省・外務省・国立感染症研究所・インターネット・テレビ・新聞等
サーベラインシステムの活用
- ・公衆衛生対策
手洗い・うがい
医療品・衛生用品の確認
- ・ワクチン接種の奨励
季節性インフルエンザワクチンの接種の奨励（福利厚生として職員摂取時半額園負担）

(2) 新型インフルエンザ（感染症等）の発生情報を入手した場合の対応

①海外発生期

新型インフルエンザ（感染症等）の発生備え、以下の事前準備を行う。

- ・情報収集
保健所・厚生労働省・外務省・国立感染症研究所・インターネット・テレビ・新聞等
サーベラインシステムの活用
- ・対応
従業員への周知：新型インフルエンザに関する知識、情報の伝達

外渡航の制限措置：発生国への海外渡航自粛
発生国からの帰国者への対応：帰国者への健康管理

- ・公衆衛生
手洗い、うがいの実施
医療品、衛生用品の確保

② 国内発生早期～拡大期～蔓延気～回復期に相当

新型インフルエンザ（感染症等）の活性に備え、以下の事前準備を行う。

- ・情報収集
保健所・厚生労働省・外務省・インターネット・テレビ・新聞等
サーベイランスシステムの活用
- ・公衆衛生対策
手洗い、うがいの実施、換気、マスクの着用
- ・感染機会の低減
時差通勤、通勤手段の見直し
不要な外出の自粛
- ・利用基準の変更
利用前検温、体調チェック
- ・感染者及び濃厚接触への対応の相談と処置
市川保健所への報告、相談
保育幼稚園課指導課への報告、相談
感染症の隔離、登園停止

※各関係機関の連絡先

浦安市役所	0 4 7 (3 5 1) 1 1 1 1
浦安市役所 保育幼稚園課運営指導係直通	0 4 7 (7 1 2) 6 4 4 1
市川保健所 疾病対策課	0 4 7 (3 7 7) 1 1 0 3

6. 教育・訓練

BCP の概要や重要性について法人内に周知させるため、定期的に職員に研修を実施する。また本 BCP に示す対応を法人内に根付かせ、BCP の実効性を向上させるため、定期的に訓練を行う。

7. BCP の見直し

BCP の実効性を維持するため、定期的に BCP 全体にわたる見直しを実施する。併せて、教育・訓練の結果や組織変更等によって BCP を見直す必要が出た際にも、随時 BCP の見直し・修正を実施する。

事業継続計画書（地震）

1. 被害想定

（1）想定する災害

震度 5 強の地震を想定する。

（2）想定される被害状況

«周辺の被害状況»

●ライフライン

電気	3 日間程度停電する。
上水道	2 週間程度停止する。(受水槽あり)
下水道	1 ヶ月程度停止する。
ガス	2 週間程度停止する。

●情報通信

固定電話	通信規制で、1 週間程度繋がりにくくなる。
インターネット	停電やケーブル断線の為、1 週間程度使用できない。
スマホ携帯電話通話機能	通信規制で 1 週間程度繋がりにくくなる。
スマホ携帯電話メール機能	遅配するものの当日から使用できる。
無線電話	浦安市役所・各学校・警察署・消防署等登録済みの関係機関のみと当日から使用できる。

●道路

高速道路や一部の幹線道路	緊急輸送者料以外の通行が禁止され、被害の少ない地域から徐々に一般車両の通行が再開する。
一般道路	車両混雑の影響で渋滞が発生する。

	歩道、車道共に液状化で水が上がり、ドロドロになるところが複数出て歩行が困難になる。
--	---

●公共交通機関

市内路線バス	地震直後もほぼ通常運行だが、渋滞の影響があり遅延することがある。又被害状況により、運航のできない路線も発生する。
鉄道	1～3日間程度は4鉄道の運行が完全に停止する。被害状況の少ない地域から順次運航を再開する。

●その他

物流	緊急輸送物資以外の輸送は困難な状況が続く。
燃料	ガソリンスタンドの営業停止や輸送能力の低下により、燃料が不足する。

《当園の被害状況》

園児	訓練同様落ち着いて行動し、安全な場所へ避難することができる。 交通機関が停止している為、保護者の帰宅が困難となり、園又は避難所に泊まる園児が複数いる。
職員	園長の指示に従い、園児及び利用者を安全な場所へ誘導する。 一部の職員は、園児及び利用者の安全確認後、家族の安否確認に帰宅する。 交通機関の停止で、帰宅が困難になる。
建物	新園舎に比べ築年数が20年以上の旧園舎は、被害を受ける可能性が高い。扉、サッシのゆがみ。 水漏れ、浸水等。
園庭	園庭が液状化により一瞬でドロドロになる。
情報・データ	PCがデスクから落下して破損する。 バックアップを撮っていないデータ喪失。
資金	建物・設備等の被災により、修繕・再調達費用等が発生する。

2. 地震直後の初動対応

(1) 危機対策本部の設置

- ・浦安市で震度 5 強以上の地震が発生した場合
- ・法人理事長が緊急に対応する必要があると認めた場合
- ・危機対策本部は運営法人本部に設定されるものとする。法人本部に設定できない場合は、当園に設置される。

(2) 初動対応

- ・安否確認
園児とその家族及び利用者の安否を確認する。
職員とその家族の安否を確認する。
安否確認手段：配信アプリ、電話、メール、NTT 災害伝言ダイヤル等
- ・園児、職員の帰宅又は残留支援

園児	原則として家族に直接引き継げるまで、園、または避難所で待機する。残留する際は園児に、居住スペース、医薬品、寝具、水、食料等の提供など支援を行う。
職員	原則として安全が確認されるまで待機とする。 交通機関が復旧し、幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合には帰宅する。 残留する職員に対して、水、食料等の提供、備蓄品、医薬品の支援を行う。
その他	受け入れ判断して、必要な場合は支援を行う。

- ・被害状況の確認
建物、水、ガス、電気、電話 他

園児	職員の誘導の下、訓練通りに安全な場所に避難することができる。
職員	設備や什器の移動、転倒や耐震性の低い建物は倒壊等によって、一部職員が負傷する。 園児を適切に安全な場所へと避難誘導する。

	交通機関の停止や職員及び職員家族の状況により、一部の職員の出勤ができなくなる。
建物	築年数が 20 年近くとなり、建物の一部損壊が起きる。 ・サッシ、扉のゆがみが生じる。 ・外壁にひび割れ、落下や損傷は生じる。 ・玄関前水槽の移動、転倒
園庭	液状化により水が急激に上がりドロドロで移動が困難。
情報・データ	PC の移動、落下により破損する。 バックアップを取っていないデータの喪失。
資金	建物、設備等の被災により、修繕、再調達費用等が発生する。

3. 事業継続対応

(1) BCP の発動基準

BCP の発動及び解除は危機対策本部長が指示する。

«発動を判断する要因»

- ・交通網の寸断や職員の負傷等による出勤可能な職員の不足
- ・建物や設備等の被害状況
- ・電気・上下水道・ガス・通信等の重要インフラの途絶
- ・食糧等の状況

障害が回復し事業への支障が解消したと判断される場合には、BCP を解除するものとする。

(2) 目標復旧時間

目標復旧時間は、電気、ガス、水道の復旧、交通網の復旧期間、保育に必要とされる物資及び給食食材提供の回復などから判断し、事業継続のための資源が確保でき次第、すみやかに復旧するものとする。

建物設備の安全性確認、インフラの回復などの見通し期間から、最大で 1 ヶ月以内の復旧を目標とする。

(3) 事業継続のための方針

事業継続のために、最低限必要な経営資源の確保を行う。

職員	保育士 10 名以上 栄養士 2 名以上
施設	日中活動を行えるスペース等の確保
設備	冷蔵庫・調理業務に必要なもの・暖をとれる物・トイレ
備品	消耗品、食材、食器、テーブル、いす、遊具等、アルコール等消毒薬、ウェットティッシュ、紙おむつ
ライフライン	電気、水道、ガス、道路整備
情報	固定電話、一斉配信アプリ、インターネット

● 二次災害の防止措置

火災による消火活動、余震、降雨等に水害、土砂災害等の危険箇所点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖、建物被害の修繕を行う。

● 地震関連情報を収集する。

公共放送・インターネット・消防署・警察署などから情報を収集する。

● 取引先の被害状況の確認

保育物資及び給食食材などの取引先の状況確認をする。

● 対外的な情報発信

各関係機関等へ被害状況について連絡する。(浦安市役所 保育幼稚園課設備・消防・警察)

4. 地震発生後の対応の流れ

- ① 危機対策本部の立ち上げ ⇒ 危機対策本部を立ち上げる。
- ② 利用者及び職員の安否確認 ⇒ 利用者及び職員とその家族の安否を確認する。
- ③ 被害状況の把握 ⇒ 被害確認及びインフラ等の被害状況や地震関連情報を収集する。

- ④ 二次災害の防止 ⇒ 二次災害の発生の防止措置を施す。
- ⑤ BCP の発動判断
- ⑥ 重要業務である保育サービスの優先的な供給を回復継続するため、法人の経営資源を重点的に振り分ける。
- ⑦ 対外的な情報発信 ⇒ 関係機関等へ被害状況について第一報を報告、その後も継続的に情報を報告発信する。
- ⑧ BCP の解除 ⇒ 通常業務を回復する。

事業継続計画書（風水害）

1. 被害想定

弁天保育園の立地について

洪水ハザードマップ	0m
高潮浸水ハザードマップ	0.5m～3m
津波浸水ハザードマップ	0m
大雨浸水ハザードマップ	0.2m未満

（1）想定される被害状況

上記の風水害が発生した場合、2週間程度浸水が続くと想定される。

《周辺の被害状況》

●ライフライン

電気	2週間程度停電する。
上下水道	2週間程度停止する。
ガス	2週間程度停止する。

●情報通信

固定電話	通信規制で1～2週間程度は繋がりにくくなる。
インターネット	停電やケーブル断線のため、2週間程度使用できない。
スマホ携帯電話通話機能	通信規制で1～2週間は繋がりにくくなる。
スマホ携帯電話メール機能	遅配するものの当日から使用できる。

●道路 土砂、水害等により、寸断される可能性がある。

«当園の被害状況»

園児	訓練通りに指示に従い安全な場所へ避難をする。
職員	園長の指示に従い、園児及び利用者を安全な場所へ誘導する。 水の侵入により、一部職員が負傷する。
建物	浸水や液状化により破損、大破。 浸水等により汚水等が氾濫する。 暴風による破損、飛来物による窓がらず、壁、建物の破損。 固定が十分でない設備・什器類が水没、破損、流される。
園庭	園庭が液状化により一瞬でドロドロになる。
情報・データ	PCがデスクから落下して破損する。 バックアップを撮っていないデータ喪失。
資金	建物・設備等の被災により、修繕・再調達費用等が発生する。

2. 風水害直後の初動対応

(1) 危機対策本部の設置

- ・ 保育所に被害が発生する可能性がある場合
- ・ 保育所に被害が発生した時、被害拡大の恐れがある場合
- ・ 延長が緊急に対応する必要があると認めた場合

危機対策本部は法人本部に設定されるものとする。
法人本部に設定できない場合は、当園に設置される。

(2) 初動対応

«安否確認及び救助»

- ・ 園児及びその家族、利用者の安否を確認する。
- ・ 職員とその家族の安否確認をする。

- ・安否確認手段：連絡メールアプリ（きっずノート）・電話・メール・災害伝言ダイヤル
- ・被災した場合には、救助を行う。

《避難について》

- ・水位が高くなり氾濫が予想される場合には高所への避難を行う。
- ・避難場所については、天候不良などの状況が想定されることから、園内での垂直避難を原則とする。また、必要に応じて二次避難場所である見明川小学校、エアーズガーデン(弁天 1-23-1) 3 階以上に避難をする。
- ・大雨浸水の場合、1 階のみの浸水と想定される。1 階保育室の 3 クラス及び一時預かり、支援センター利用者は、2 階ホールへ避難。
- ・1 階部分（事務所及び調理室）の設備について移動可能なものは、2 階へ移動する。
- ・洪水浸水はハザードマップでは 0mとされているが、実際に浸水の危険がある場合は、2 階へ避難する。又 1 階部分の設備について移動が可能なものは、2 階へ移動する。
- ・高潮浸水の場合、最高水位 3mが想定されている為、2 階又エアーズガーデン（弁天 1-23-1）3 階以上に避難をする。

●利用者、職員の帰宅又は残留支援

園児	原則として家族に直接引き継げるまで待機とする。
職員	原則として安全が確認されるまで待機とする。 道路及び交通機関が復旧して、安全に帰宅できるようになった場合には帰宅をする。 残留する職員に対しては、水、食料等の提供・備蓄品・医薬品等の支援を行う。
その他	受け入れを判断し、必要な場合には支援を行う。

●被害状況の確認

建物、水、ガス、電気、電話の被害状況の確認を行う。

●二次災害の防止措置

火災による消火活動、ガス灯の供給コックやバルブの閉鎖、建物被害の修繕を実施する。

●地震関連情報の収集

公共放送・インターネット・消防署・警察署から情報を収集する。

●取引先の被害状況の確認

保育物資及び給食食材などの提供先の状況を確認する。

● 対外的な情報発信

各関係機関へ被害状況について連絡する。(浦安市保育幼稚園課・消防・警察など)
外部機関への人材派遣、医療、救護、救援物資の提供援助に係る協力依頼を行う。

防災行政フリーダイヤル	0 1 2 0 - 4 3 1 - 0 6 7
災害コールセンター	0 1 2 0 - 7 2 3 - 2 4 2

3. 事業継続対応

(1) BCP の発動および解除は、危機対策本部長が指示する。

«発動を判断する要因»

- ・ 交通網の寸断や職員の負傷等による出勤可能な職員の不足
- ・ 建物や設備等の被害状況
- ・ 電気・上下水道・ガス・通信等の需要インフラの途絶
- ・ 食糧等の状況

障害は回復し事業への支障が解消したとき判断される場合には、BCP を解除するものとする。

(2) 目標復旧時間

浸水期間が終了してから、電気、ガス、水道の復旧、道路状況、保育に必要とされる物資及び食材提供などは、2週間程度は必要と見込まれる。

また、建物復旧には次の期間が見込まれる。

※浸水終了後、業者見積及び発注からの修復終了までの期間を想定

- ・ 1階のみ (1階床面積：729.35㎡) 30日間
- ・ 全フロア (1～2階：1,258.87㎡) 60日間

(3) 事業継続のための方針

浸水被害を受けた建物による保育事業の継続については、行政関係部署への報告と支持に従い、事業継続の方法を検討するものとする。

当園建物以外に、利用者を受け入れ可能な代替可能な施設を持たないことから、基本的には建物及び設備の復旧を行いながら、できる限り早期の事業再開を目指す。

事業継続のために、最低限必要な経営資源の確保を行う。

職員	保育士 10 名以上 栄養士 2 名以上
施設	日中活動を行えるスペース等の確保
設備	冷蔵庫・調理業務に必要なもの
備品	消耗品、食材、食器、テーブル、いす、遊具等
ライフライン	電気、水道、ガス、道路整備
情報	固定電話、連絡メール

«1 階のみ浸水の場合»

- ・ 浸水が引き、さらにライフライン回復後には、2 階の利用は可能になる。
- ・ ただし、1 階の調理室及び事務所の復旧に 2 ヶ月程度が見込まれることから、給食の代替手段の確保、事務連絡方法の確保を検討する必要がある。
- ・ また安全や衛生の観点から、1 階部分のすみやかな復旧を必要とする。

«2 階以上が浸水した場合»

- ・ 同様に、ライフライン回復後には、浸水していないフロアは使用可能となるが、浸水フロアの復旧には 2 ヶ月程度の期間を必要とする。

4. 風水害発生後の対応の流れ

① 危機対策本部の立ち上げ

危機対策本部を立ち上げる。

② 利用者及び職員の安否確認、救助、避難

園児	園児及びその家族、利用者の安否確認、救助、避難
職員	職員及びその家族の安否確認、救助、避難 浸水が想定される場合は、避難を行う

③被害状況の把握

被害確認及びインフラ等の被害状況などの情報を収集する。

④二次災害の防止

二次災害の発生防止措置を施す。

⑤BCPの発動判断

⑥重要業務である保育サービスに優先的な供給を回復継続するため、法人の経営資源を重点的に振り分ける。

⑦対外的な情報発信

関係機関等へ被害状況について第一報を報告、その後も継続的に情報を報告発信する。

⑧BCPの解除

通常業務を回復する。

* 初動フェーズ

①保育時間中に大規模災害が発生した際の保育園の最重要任務は、園児の身の安全を確保することであり、いち早く園児を保護者に引き渡すことではない。これを踏まえると保護者が園児を迎えに来るまで園児を安全に預かることが、保育園の基本方針となる。基本対応方針に沿った具体的な職員の対応は下記の通りである。

《災害発生時の行動》

* 地震発生時

地震が発生した際は、できるだけ物が落ちてこない安全な場所へ園児を誘導する。

そしてその場に座り込んで頭部を守る防御態勢をとるように指示し、揺れが収まるまで耐える。事故の時、園児がパニックにならないよう、職員は普段と変わらない落ち着いた言動を心掛ける必要がある。

* 余震発生時

余震が発生した際は、園児を落ち着かせ、安全な場所に迅速に誘導をする。

地震発生同様に、職員は普段と変わらない落ち着いた言動を心掛ける。

《避難誘導等の行動開始》

揺れが収まり次第、職員は行動を開始する。これ以降の行動には、園児の命が委ねられているため、迅速かつ効率的な組織行動が求められる。

→弁天保育園 自衛消防組織編成表参照（防災に関して）

→指揮命令者不在の時は、その場にいる人(複数の場合はその上位者)が判断する。

《避難場所へ集合後》

移動を行った際は、集合の都度園児の人員点呼・確認を行う。トイレや物陰で動けなくなってしまう園児もいるため、確認漏れのないよう気をつける。

《負傷者の手当》

避難場所に待機した後に、軽傷者に対して応急手当を実施する。重傷者に対しては医療機関への搬送が必要となる。但し、大規模地震発生時は平常と同様の救急者の駆け付けが困難なことが考えられるため、予め重傷者の搬送先を検討・確認しておく。(防災マニュアル参照)

《保護者への緊急連絡》

園児を避難場所に待機させた後に、保護者への緊急連絡を実施する。

→発災直後は、固定電話・携帯電話共に、ほとんど通話不能な状況となり、メールの送受信にもかなりの遅延が生じると考えられる。きっずのノート（アプリ）での連絡、NTT 災害伝言ダイヤルの活用し冷静迅速に連絡を入れていく。(ホームページには、園からの連絡事項を掲載していく。)

《待機時間》

保護者のお迎えを待つ間は、絵本や紙芝居を見る。おやつを食べる。など、園児が不安にならない配慮を行う。

《園児の引き渡し》

災害はいつ発生するか分からず、保護者本人が園児を迎えに来られるとは限らない。災害時における園児の引き渡しトラブルを避けるためにも、予め緊急連絡票を確認しておく。

《翌日以降のスケジュール案内》

園児引き渡しの際には、翌日以降の暫定スケジュールや連絡方法などについて案内する必要がある。園児を安全な場所へ避難し終わったら、園舎等の被害状況を踏まえて保護者への案内内容をまとめ、職員間で情報共有しておく。

② 保育時間以外に発災した場合

保育時間外に発災した場合の主な実施事項は、Ⅰ) 職員の安否確認、Ⅱ) 保育園の園舎や設備の被害状況の確認、Ⅲ) 園児の安否確認の3つである。

Ⅰ) → 即座に連絡が出来るよう携帯メールの登録の徹底

Ⅱ) → 園長・副園長・事務が、園の被害状況を確認

広域停電時における夜間移動は危険が伴う為、夜明けを待って行動する。

Ⅲ) → 実施のタイミングを予め検討しておくことが必要

* 復旧フェーズ

園児の保護者への引き渡しを終えたら、保育園の被害状況を確認し保育幼稚園課に報告、復旧活動を開始することが求められる。被災した場合は、必要な支援が得られるよう、各団体・組織窓口にて手続きを行う。(浦安市役所・厚生労働省他)

〈 復旧・復興に向けてのフェーズ 〉

保育を物理的（時間・場所）視点と質的（内容等）視点で捉え復旧・復興までのロードマップとした。



経過段階 フェーズ	第1段階	第2段階	第3段階
日常保育 再構築			<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な最終点検 ○ 園外保育再開に向けての準備 従来地の状況確認と代替地の選定 ○ 行事緒・イベントに関する再開計画と準備
フル開所に向 ける工程		<ul style="list-style-type: none"> ○ フル開所申請へ向けての課題の整理と克服 ○ 給食室のフル開所へ向けての準備 ○ 保育材料等のソフトウェアの調達確認 ○ 遊具等のハードウェアの細部点検 ○ 職員配置の再構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園児の現況把握に向けての面接及び指導 ○ 園児の日常生活回帰を目的とした生活リズムの再生 生活習慣再構築

開所までの工程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政への再開申請と許可 ○ 登園不能児に向けてのフォローシップ 避難所、仮設住宅への出前保育／オンライン保育 災害ストレスの軽減対策 保健・衛生指導 調達可能食材での栄養指導 災害下における子育て支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園敷地、建物に関する安全の確保 ○ 園児、職員の安否確認
もしも倒壊物の下敷きになったら？	子どもが下敷きになったら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周りの保育者に声を掛け、一緒に救助する ○ 子どもには励ましの言葉を掛け続ける ○ 救助を呼ぶ
	自分が下敷きになったら	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の状況を確認する ○ 呼吸をしやすいように顔の周りに空間を作る ○ 笛を吹く、物をたたくなどして、周りに知らせる ○ 体をむやみに動かさない ○ 救助を信じて、あきらめずに待つ
要 因	災 害 状 況	対 処（職員のとるべき行動）
その⑥ 台風に遭遇した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物の転倒・落下・飛散 ○ 倒木 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちを室内の安全な場所に移動させる (窓ガラスから離れた場所)
その⑦ 竜巻に遭遇した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の冠水 ○ 停電 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども達を安全な場所に移動させる ○ 障害物を避ける

<p>その⑧</p> <p>ゲリラ豪雨に遭遇した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の冠水 ○ 地すべり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前兆に気が付いたら素早く非難する ○ 散歩中の場合は、安全な場所を見極め避難する
<p>その⑨</p> <p>大雪に遭遇した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転倒 ○ 停電 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一斉配信アプリにて、早めのお迎えをお願いする ○ テラスの屋根の収納 ○ 自主的な雪かき ○ 出入り口の確保 ○ 遠方から出勤する職員への帰宅困難者防止への配慮

<p>地震発生直後の対応について → 確認したら即行動！</p> <p>地震の揺れが完全に収まったら、子ども達や周りの状況を出来るだけ早く確認し、職員同士で協力し合って安全確保に努めること！</p>	<p>1 子ども達の様子を確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異変はないか？(ケガなど) ○ 不明者はいないか？
	<p>2 周りの状況を確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火事の危険は？ ○ 地域の被害は？ ○ 園の被害状況は？
	<p>3 次の行動への準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園外への避難 ○ 屋外への避難 ○ 園内待機
	<p>4 連絡手段の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との連絡 ○ 園外にいる保育者との連絡

事業継続計画書 新型インフルエンザ（感染症等）

1. 被害想定

新型インフルエンザ(感染症等)の発生、流行を想定

(1) 想定される被害状況

新型インフルエンザの罹患率 25% (厚生労働省想定)

回復及び欠勤期間 (発症から5日、解熱後2日) 平均7日

流行期間 2ヶ月 (8週)

第1段階 (海外発生時)	<ul style="list-style-type: none">・出張や旅行の自粛・保健所、医療機関等へ問い合わせが増大・食料品、生活必需品に対する需要が増加・マスク、消毒液等の需要が増加
第2段階 (国内発生時早期)	<ul style="list-style-type: none">・保健所、医療機関等への問い合わせが増大・発生地域における学校施設等の臨時休業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会、興行等不特定多数が集まる場の提供する事業の休業 ・ 従業員の一部に感染症が発生 ・ 濃厚接触者への外出禁止が要請され出勤が困難になる。 ・ 感染者以外にも濃厚接触者や学校閉鎖とうにより欠勤者が増加 ・ 一部業者出不要不急の事業を縮小・休止する動き ・ 一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き
<p>第 3 段階</p> <p>(感染拡大期・蔓延期・回復期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関受診者が増加し混乱が発生 ・ 医療機関従事者(医師、看護師等)不足により診療を休止する医療機関が発生 ・ 発生地域における学校施設等の臨時休業 ・ 集会、興行等不特定多数が集まる場の提供する事業の休業が全国に拡大 ・ 物流の停止、生産、輸入の減少により食料品、生活必需品が不足する ・ マスク等の購入が困難になる可能性がある ・ 学校、保育施設の臨時休業や介護サービスの不足により、従業員の欠勤増加
<p>第 4 段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会が安定し始める

(小康期)	・経済活動が一部安定化
-------	-------------

2. 新型インフルエンザ発生後の対応

(1) 危機対策本部の設置

- ・国内に新型インフルエンザ（感染症等）の感染者が発生した段階で設置する。
- ・危機対策本部設置後は、拠点地域発生での流行状況等の情報収集を行う。
- ・危機対策本部運営法人本部に設定されるものとする。
- ・法人本部に設定できない場合は登園に設置される。

(2) 新型インフルエンザへの対応

新型インフルエンザの感染者が発生した場合は、以下の対応を実施する。

●情報収集

保健所・厚生労働省・外務省・国立感染症研究所・インターネット・テレビ・新聞等

サーベイランスシステムの活用

●公衆衛生対策

手洗い、うがいの実施、換気、マスク着用

●感染機会の低減

時差通勤、通勤手段の変更

研修等の出張の一時停止

不要な外出の自粛

●利用基準の変更

利用前検温、体調チェック

●感染者及び濃厚接触者への対応の相談と処置

市川保健所への報告・相談

浦安市役所保育幼稚園課への報告、相談

感染者の隔離、登園停止

●各関係機関の連絡先

浦安市役所	0 4 7 (3 5 1) 1 1 1 1
浦安市役所 保育幼稚園課運営指導係直通	0 4 7 (7 1 2) 6 4 4 1

3. 事業継続方針

(1) BCP の発動基準

BCP の発動解除は危機対策本部長が指示する。

発動にあたっては、浦安市役所保育幼稚園課指導係の意見を確認する。

発動の基準：発症者が 園児 30% 職員 20% を超えた場合

解除の基準：発症者が 園児 10% 職員 10%以下になった場合

4. 新型インフルエンザ（感染症等）の対応の流れ

海外発生期～ BCP 発動まで	<ul style="list-style-type: none">・危機対策本部の設置（国内発生時）・感染予防の実施・流行状況、政府や自治体の対応に関する情報収集・BCP 発動の判断・情報発信、関連期間への報告
BCP 発動	<ul style="list-style-type: none">・感染予防策の継続・強化

	<ul style="list-style-type: none">・ 流行状況、政府や自治体の対応に関する情報収集・ 情報発信、関係機関への報告
BCP 解除後	<ul style="list-style-type: none">・ 通常勤務体制の復帰・ 感染予防策の緩和・継続・ 流行状況、政府や自治体の対応に関する情報収集・ 第二波に備えた準備

事業継続計画書（新型コロナウイルス感染症）

令和5年度現在 5類感染症のため実施はなし

1. 被害想定

新型コロナウイルス感染症の流行、発生を想定

2. 流行時の感染防止対策に向けた取り組み

(1) 最新情報の収集

感染状況、政府や自治体の動向等を把握する。

(2) 基本的な感染症対策の徹底

- ・手指消毒、マスク着用等の基本的な感染症対策の実施
- ・園入り口での個別送迎対応
- ・定期的な換気の実施

(3) 利用者及び職員の体調管理

園児及び利用者	<ul style="list-style-type: none">・感染の疑いについて早期に発見できるよう、検温の実施と体調確認を行う。・体調の変化を伝えることが難しい場合もあることから、注意深く観察する。
---------	---

職員	<ul style="list-style-type: none"> ・無理をして出勤することのリスクを周知する。 ・発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底する。 ・体調が悪い時には速やかに相談できる環境を整えていく。 ・日常生活置いての注意事項を周知する。
----	---

(4) 出入りする委託業者等

- ・物品の受け渡し等は、玄関など施設の限られた場所で行う。
- ・施設内に立ち入る場合については、体温を継続し、発熱が認められる場合には入館を断る。

(5) 衛生用品の確保と備蓄

- ・マスク、消毒剤等の在庫量・保管場所を確認しておく。
- ・感染が疑われるものへの対応等で、使用量が増加した場合を想定し、普段から備蓄しておく。
- ・感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間がかかる場合があることを考慮して、適時適切に調達できるよう検討しておく。
- ・複数の調達ルートを確保しておく。

3. 感染が発生した場合に備えての準備

(1) 職員の確保

- ・感染者が発生した場合にはあ、保健所の指示に従って、濃厚接触者の特定、検査、消毒等が実施されるが、園運営に関しては通常開園、一部休園措置、全体休園措置が考えられる。

(2) 職員が不足した場合の運営

- ・法人他施設や他事業からの人員移動、他団体への協力要請など手を尽くしても、運営に必要な職員が不足する場合も想定される。
職員が減少した場合を想定して、提供できる保育の内容を考えておく。

※実際に人員が不足した場合には、浦安市役所保育幼稚園課運営・指導係に状況を報告し指示を仰ぐ。又同法人内職員の派遣を必要に応じて行う。

(3) 濃厚接触者が派生した場合

- ・濃厚接触者が発生して、検査及び出勤停止になった場合も、人員不足が想定されることから、感染発生に準じた準備が必要である。

4. 新型コロナウイルス感染の疑いが発生した場合

発熱、咳、倦怠感、咽頭痛、嗅覚障害、味覚障害、下痢等の症状等が確認された場合、速やかに新型コロナウイルス感染症を疑い対職員は、発熱等の症状(主に上記の症状 I が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。

感染が疑われる場合は、かかりつけ医や地域で身近な医療機関

浦安市新型コロナ健康相談ダイヤル(047-381-9013)、千葉県発熱相談窓口(0570-200-139)、保育幼稚園課(047-351-1111)

等に電話連絡し指示を受ける。

(1) 初動対応

感染疑い発生した場合は、速やかに管理者等(園長)に報告する。

協力医・かかりつけ医や地域で身近な医療機関、あるいは千葉県新型コロナ健康相談ダイヤル(047-381-9013)、千葉県発熱相談

窓口(0570-200-139)等に電話連絡し指示を受ける。感染疑いが利用者の場合は、施設長から保護者へ報告する。

(2) 保育及び法人内での情報共有

法人本部に報告し情報共有を行い、必要に応じて指示を仰ぐ。

保育所内で共有する。他の利用者や職員に体調不良者がいないか確認する。

(3) 関係機関への報告

医療機関で受診して検査を受ける場合、又相談センターの指示で検査を受ける場合には、速やかに関係機関(保育幼稚園課)に報

告したのち、法人本部へも報告する。又、保護者から検査を受ける報告を受けた場合も、関係機関へ報告をする。

(4) 保護者への報告

状況について園児保護者へ報告する。

家庭での状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有を依頼する。

5. PCR 検査を受ける場合

(1) 登園停止及ぶ出勤停止について

厚生労働省から発表されている

- ・陽性の場合の療養解除について
- ・濃厚接触で陰性と判定された場合の健康観察期間の基準に従い、園児は登園停止、職員は出勤停止とする。

※資料参照

(2) 検査結果の報告

検査結果は、速やかに市川保健所及び浦安市役所保育幼稚園課運営・指導係に報告する。

以降の対応及び園運営については、保健所及び浦安市の指示に従う。

検査結果及び保健所及び浦安市からの指示を法人本部に連絡する。

6. 感染者が発生した場合

感染者が発生した場合には、速やかに保健所及び浦安市の保育幼稚園課に報告を行い、その指示に従うものとする。

- ・濃厚接触者特定への調査協力
- ・休園措置等についての利用者への連絡
- ・園施設の消毒
- ・園職員の PCR 検査
- ・その他、担当機関から指示があった事項 などを行うものとする。

《休園等について》

休園措置等については、検査結果及び健康観察期間の状況を行政担当機関に報告して、その指示に従う。

- ・保健所及び浦安市から休業要請があればそれに従う
- ・通常運営又は一部休園措置の場合でも、感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、園運営が可能かを検討する。

《休園の通知》

- ・保健所及び浦安市の指示と指導助言に従い、園児保護者及び利用者に休園を通知する。
- ・休園等の期間における連絡窓口等を明示して、休園期間中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。

《再開の通知》

- ・ 保健所及び浦安市の休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。
- ・ 消毒等の環境整備や職員の健康状態より、定めた期間を経過した場合には再開する。
- ・ 再開するにあたっては、園児及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。

7. 感染拡大防止に向けて

(1) 保健所との連携

《濃厚接触者への対応》

- ・ 感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。
- ・ 症状出現 2 日前からの接触者リスト、直近 2 週間前の勤務記録、園児の健康チェック(体温、症状等が分かるもの)、登園児の記録等を準備する。
- ・ 消毒範囲、消毒内容、生活空間の区分け、運営を継続するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け実施する。

《濃厚接触者への対応》

園児及び職員は自宅待機市保健所の指示に従う。

職員は自宅待機を行い、保健所の指示に従う。

- ・ 自宅待機の期間は外出を避け、ご家族、同居者も健康観察し、不要不急の外出を避ける。
- ・ 職場復帰時期については、健康観察の状況を報告し、保健所の指示に従う。

(2) 必要物資の確保と備蓄

マスク、消毒液等の衛生用品の確保と備蓄

- ・ 利用者の状況及び濃厚接触者の人数から、必要量の見通しを立てる。
- ・ 法人内で情報交換し、調達先、調達方法を検討する。
- ・ 不足が見込まれる場合は、自治体、事業者団体に相談する。
- ・ 感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまでの時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼する。

(3) 情報の取得と共有

- ・ 感染者の情報、感染者の症状、濃厚接触者の人数や状況を報告共有する。
- ・ 保健所や行政からの指示指導についても、関係者に共有する。
- ・ 利用者・職員の状況（感染者、濃厚接触者、勤務可能な職員数等）、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、保育所内、法人内で共有する。

- ・運営法人は、保育所へ必要な指示指導の連携を図るよう努める。
- ・感染者や濃厚接触者となった職員や利用者について、同居家族の勤務先や通学先等を把握している場合は、個人情報に留意しつつ必要に応じて情報を共有する。

(4) 労務管理

- ・勤務可能な職員をリストアップし調整する。
- ・職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討し、可能な限り長時間労働を予防する。
- ・勤務可能な職員の中で、休日や一部の職員への業務過多のような、偏ったきんむとならないように配慮を行う。
- ・近隣において宿泊施設、宿泊場所の確保を考慮する。
- ・日頃の声かけやコミュニケーションを大切に市、心の不調者が出ないように努める。
- ・風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。

(5) 情報発信

- ・保育所内、法人内で好評のタイミング、範囲、内容、方法について方針を決定する。
- ・公表内容については、園児及び保護者・家族・職員のプライバシーへの配慮を重視する。
- ・取材があった場合には、対応車を決めておく。法人本部に相談。

- ・ 複数名で対応にあたる場合は、対応者によって発信する情報が異なるよう留意する。
- ・ 園児・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつける。
- ・ 発信すべき情報については遅滞なく発信し、真摯に対応する。